○農林水産省告示第千八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県瀬戸市南白坂町四六の五（次の図に示す部分に限る。）、四六の二から四六の四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市田人町旅人字井戸沢二一四の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字南聖沢七の一・八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字今道沢九の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字堺字大入三九八五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市土呂部字木ノコ峰一七一の一・川俣字鬼怒沼六四六の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字南聖沢七の一・八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字今道沢九の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　沖縄県八重山郡竹富町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県庁及び竹富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

○農林水産省告示第千八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市直川大字仁田原字戸ノ迫一五〇七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県瀬戸市南白坂町四六の五（次の図に示す部分に限る。）、四六の二から四六の四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市田人町旅人字井戸沢二一四の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市土呂部字木ノコ峰一七一の一・川俣字鬼怒沼六四六の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百六十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1281	木造軸組工法二重床における遮音構造に応じて評価する方法	8－1　重量床衝撃音対策	齋藤建築設計積算事務所	群馬県富岡市田篠885	平成27年6月25日

○海上保安庁告示第五十五号

航路標識の廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年七月十五日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　青方港国家石油備蓄基地相ノ瀬灯浮標

位置

所在地　長崎県青方港（折島三角点の北方約一・四キロメートル）

北緯　三三―〇〇―一〇

東経　一二九―〇一―二二

撤去年月日　平成二十七年六月二十二日

記事　一時変更

名称　青方港国家石油備蓄基地タロミ瀬灯浮標

位置

所在地　長崎県青方港（折島三角点の北東方約一・二キロメートル）

北緯　三三―五九―五八

東経　一二九―〇一―五二

撤去年月日　平成二十七年六月二十二日

記事　一時変更

名称　石田港東防波堤灯台

位置

所在地　富山県黒部市（石田港東防波堤外端）

北緯　三六―五一―五三

東経　一三七―二四―四六

廃止年月日　平成二十七年六月二十三日

名称　鼻繰埼沖ＥＮＥＯＳグローブガスターミナル第二号灯浮標

位置

所在地　鼻繰埼（青森県青森市）の北西方約四・五キロメートル

北緯　四〇―五三―五二

東経　一四〇―四七―三六

撤去年月日　平成二十七年六月二十三日

記事　一時変更

名称　青方港国家石油備蓄基地泊地南東端灯浮標

位置

所在地　長崎県青方港（折島三角点の南東方約一・六キロメートル）

北緯　三三―五八―四四

東経　一二九―〇二―〇二

撤去年月日　平成二十七年六月二十三日

記事　一時変更